

令和2年度 第1回大島町農業委員会総会議事録

令和2年度定例大島町農業委員会が、令和2年4月24日（金）午前10時より大島町役場1階大会議室にて開催された。

1、農業委員会委員は、次の通り

- | | | | | |
|--------|--------|---------|--------|---------|
| 1、土屋茂 | 2、春木望 | 3、五十嵐初代 | 4、小坂一雄 | 5、山本政一 |
| 6、向山吉昭 | 8、笠間隆夫 | 9、新保鐵雄 | 10、中拂晶 | 11、中村富長 |

2、農地利用最適化推進委員は、次の通り

- | | | |
|--------|--------|--------|
| 1、吉田義孝 | 2、澤田波夫 | 3、橋爪重徳 |
|--------|--------|--------|

3、欠席委員(農業委員・農地利用最適化推進委員)

農業委員 欠席無し 農地利用最適化推進委員 欠席無し

4、出席職員は次の通り

山田貴訓 農業係長
山田美友乃 主事

5、付議された案件

- 日程第1：農地の権利移動の許可について
日程第2：農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定について
日程第3：会長報告
日程第4：その他

6、本日の書記は次の通り

主事 山田美友乃

土屋議長 それでは、令和2年度第1回大島町農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は10名中10名、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。なお推進委員の方は3名中3名参加して頂いています。それでは、本日の日程につきましてお諮りいたします。お手元に配布している日程表のとおりといたしますがご異議ございませんか。

(～異議なしの声 多数～)

異議なしと認めます。大島町農業委員会規則第41条に規定する議事録署名委員は10番委員と11番委員をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局の山田氏を

指名いたします。それでは、日程第1「農地の権利移動の許可について」議案第1号を上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局(山田) 農地の権利移動の許可について、議案第1号をご説明いたします。申請人及び買受人は□▲-▲、〇〇、▲歳。売渡人は□▲-▲-▲、〇〇、▲歳。申請地は、□▲-▲と▲-▲、面積は▲㎡と▲㎡でございます。申請事由ですが、買受人である〇〇は、売渡人である〇〇より申請地を有償にて取得し、野菜を栽培する農地として利用したいというものです。営農状況といたしまして、常時従事者1名です。労力状況につきましては、労働力男1名。既存の農業機械等はなしです。次のページをご覧くださいますと、申請地への案内図となっております。申請地は、□より□方面を前方に右折し、▲m程道なりに進んだところを左折し▲m進んだ進行方向右手になります。次のページをご覧くださいますと申請地の公図となります。説明は以上です。

土屋議長 ありがとうございます。ただいまの説明内容に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。はい、9番。

新保委員 それでは説明をいたします。土屋さんご夫妻が立会人として来られていました。西側は道路に面しており東、北、南とも住宅がそれぞれ建っております。ここは住宅街になっておりまして、▲-▲、▲-▲には住宅が建っております。その上をコの字型の▲-▲と▲-▲には柑橘類、果樹類と庭木が植わって、上側部分の▲-▲につきましては野菜が栽培出来るであろうと憶測をして参りました。平坦な土地で整備されて草も生えてなくて、この部分でしたら出来るかなと思ってきました。出席者は私新保と中拂さんと山本さんの3名と事務局の4名で行って参りました。

土屋議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決いたします。日程第1、議案第1号「農地の権利移動の許可について」原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(~全員 挙手~)

全員賛成ですので、議案第1号については、原案のとおり承認いたします。続きまして日程第1、「農地の権利移動の許可について」議案第2号を上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局(山田) 農地の権利移動の許可について、議案第2号をご説明いたします。申請人及び譲受人は□▲-▲-▲、〇〇、▲歳。譲渡人は□▲-▲-▲、〇〇、▲歳。申請地は、□▲-▲、面積は▲㎡でございます。申請事由ですが、譲受人である〇〇は、譲渡人である〇〇より申請地を無償にて取得し、花卉類を栽培する農地として利用したいというものです。営農状況といたしまして、常時従事者2名です。2名に修正ください。労力状況につきましては、労働力男1名、女1名で男1名を書き加えてください。既存の農業機械等ですが、耕運機2台、ショベル1台です。次のページをご覧くださいますと、申請地への案内図となっております。申請地は、□から□方面へ▲m程進み右折し、▲m程進んだところを左折し、道なりに▲m程進んだ進行方向左手に位置します。次のページをご覧くださいますと申請地の公図となります。説明は以上です。

- 土屋議長 ありがとうございます。ただいまの説明内容に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。はい、10番。
- 中拂委員 今週の火曜日、5番委員の山本さんと9番委員の新保さんと事務局と私の4人で行って参りました。ここは□の〇〇さんもう亡くなっておりますが、〇さんがずっと経営されてきた土地です。防風林に囲まれたしっかりした農地だと判断しました。栽培はクチナシが中心で、他にハランが大量に育っておりました。親から子へ農業をするという形での譲渡しという風に感じました。何の問題もない事案であると思います。何か補足ありますか、よろしいですか。以上です。
- 土屋議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について発言のある方は挙手願います。はい、4番。
- 小坂委員 説明を聞いていますと、〇〇さんと〇〇さんはどんな関係なんですか。
- 中拂委員 〇さんの息子さんの奥さんという。
- 事務局(山田) 〇さんは男性の方です。
- 中拂委員 息子さんです、ごめんなさい。
- 土屋議長 はい、4番。
- 小坂委員 親子関係ということなんですね。
- 中拂委員 そうです。
- 小坂委員 それを先に言ってくださいよ。
- 中拂委員 それで、あの女性の方は奥さんってことで。
- 事務局(山田) はい、確か〇〇さんです。
- 中拂委員 夫婦2人で立ち会ってくれました。
- 土屋議長 その他、ご意見はございますか。よろしいですか。それでは採決いたします。日程第1、議案第2号「農地の権利移動の許可について」原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
- (～全員 挙手～)
- 全員賛成ですので、議案第2号については、原案のとおり承認いたします。続きましては日程第1、「農地の権利移動の許可について」議案第3号を上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局(山田) 農地の権利移動の許可について、議案第3号をご説明いたします。申請人及び買受人は□▲-▲-▲、〇〇、▲歳。売渡人は□▲-▲-▲、東京地方裁判所です。申請地は、□▲-▲、面積は▲㎡でございます。申請事由ですが、買受人である〇〇は、売渡人である東京地方裁判所より申請地を競売にて取得し、オリーブを栽培する農地として利用したいというものです。営農状況といたしまして、常時従事者1名です。労力状況につきましては、労働力男1名。既存の農業機械等はなしです。次のページをご覧くださいますと、申請地への案内図となっております。申請地は、□より□方面へ▲m程進み右折し、道なりに▲m程進んだ進行方向左手に位置します。次のページをご覧くださいますと申請地の公図となります。説明は以上です。
- 土屋議長 ありがとうございます。ただいまの説明内容に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。はい、5番。

- 山本委員 申請人の〇〇さんは今回、競売により落札して、この方は前々回位に入札の権利があるかどうか審査した人です。この場所は〇が持っていたところで、まだ□がかなり残っているようです。以上です。
- 土屋議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について発言のある方は挙手願います。はい、6番。
- 向山委員 先ほどの件も今回の件も皆、内容は第3条農地の権利移動ってことなんだけど、権利移動と権利設定とはどこが違うんですか。最初は移動になっているけど、今回は権利設定になっていて、文面が違くなっているでしょ。
- 事務局(山田) すみませんでした、ちょっと気づかなかったです。全部権利移動の許可申請なので、権利移動でいいとは思うんですけども、ちょっと調べて次回の農業委員会で答えさせて頂きます。
- 土屋議長 全部移動でいいんですよ。
- 事務局(山田) 移動でいいと思います。
- 新保委員 ちょっといいですか。この農業委員会を経て公募がOKとなったら〇さんが裁判所と交渉して、この次はそれ以降移動って形をとるのかなと思うんですね。ですからこのまま今の状態は設定ではないかと私は思うんですけど。
- 土屋議長 調べてください。
- 事務局(山田) はい、調べます。
- 土屋議長 よろしいですか、この件につきまして。その他、ご意見はございますか。よろしいですか。それでは採決いたします。日程第1、議案第3号「農地の権利移動の許可について」原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
- (～全員 挙手～)
- 全員賛成ですので、議案第3号については、原案のとおり承認いたします。続きまして日程第1、「農地の権利移動の許可について」議案第4号を上程いたします。〇さん退席をお願いいたします。
- (～〇委員 退席～)
- 事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局(山田) 農地の権利移動の許可について、議案第4号をご説明いたします。申請人及び譲受人は□▲番地、〇〇、▲歳。譲渡人は□▲-▲、〇〇、▲歳。申請地は、□▲-▲、面積▲㎡でございます。申請事由ですが、譲受人である〇〇は、譲渡人である〇〇より申請地を無償にて取得し、ガーベラ、葉物類、枝物類を栽培する農地として利用したいというものです。営農状況といたしまして、常時従事者2名です。労力状況につきましては、労働力男1名、女1名。既存の農業機械等は耕運機1台、土壌消毒機1台、草刈機2台です。次のページをご覧くださいますと、申請地への案内図となっております。申請地は、□より、□を前方に右折し道なりに▲m程進んだ進行方向左手に位置します。次のページをご覧くださいますと申請地の公図となります。説明は以上です。
- 土屋議長 ありがとうございます。ただいまの説明内容に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。はい、6番。

向山委員 6番、向山。議案4号権利移動設定についての補足説明をいたします。令和2年4月19日、日曜、地元委員の小坂さん、中村さん、私の3名にて申請地の現地確認調査見回りをいたしました。その結果、2名委員とも申請通り異議なしと認めましたので、各委員の方々もよろしく願いいたします。申請地内は周りを槇の木、桜、椿の木に覆われる防風林となっており、畑内は平らで日当たりも良く日照時間も長く、海岸からも離れており塩害も考えられません。地内は更地で綺麗になっております。周りはブロック塀と土手になっており、近隣に土砂、泥流、水害も考えられないと思います。地区全体から見ると住宅、宅地が多いです。申請地は北側と西側は農振畑、東側と南側は普通畑になっております。作付けはガーベラ、葉物、枝物を栽培する予定です。場所は先ほど事務局の説明いたしました通りです。ちなみの〇〇さんは〇さんの弟さんの奥さんです。以上、補足説明を終わります。

土屋議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決いたします。日程第1、議案第4号「農地の権利移動の許可について」原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(～全員 挙手～)

全員賛成ですので、議案第4号については、原案のとおり承認いたします。続きましては日程第1、「農地の権利移動の許可について」議案第5号上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局(山田) 農地の権利移動の許可について、議案第5号をご説明いたします。申請人及び譲受人は□▲番地、〇〇、▲歳。譲渡人は□▲-▲、〇〇、▲歳。申請地は、□▲-▲、面積▲㎡のうち二分の一でございます。申請事由ですが、譲受人である〇〇は、譲渡人である〇〇より申請地を無償にて取得し、ガーベラ、葉物類、枝物類を栽培する農地として利用したいというものです。営農状況といたしまして、常時従事者2名です。労力状況につきましては、労働力男1名、女1名。既存の農業機械等は耕運機1台、土壌消毒機1台、草刈機2台です。次のページをご覧くださいますと、申請地への案内図となっております。申請地は、□より、□を前方に右折し、交差点を左折し▲mほど進んだ、進行方向右手に位置します。次のページをご覧くださいますと申請地の公図となります。説明は以上です。

土屋議長 ありがとうございます。ただいまの説明内容に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。はい、6番。

向山委員 6番、向山。議案5号権利移動設定についての補足説明をいたします。先ほどと同じなんですけど、4月19日、地元委員の小坂さん、中村さん、私の3名にて申請地の現地確認調査見回りをいたしました。その結果、2名委員とも申請通り異議なしと認めましたので、各委員の方々もよろしく願いいたします。申請地内は周りを椿、桜、檜に覆われる防風林となっており、畑内は平らで日当たりも良く日照時間も長く、海岸からも離れており塩害も考えられません。地内は長い間耕作放棄のため脱木の大木、現状は山林化しております。将来は伐採、伐根、耕運のちに作付けはガーベラ、葉物、枝物を栽培する予定とのこと。申請地は農振になっています。北側と東側は農振畑、南側は

普通畑、西側は農振と混合畑です。場所は先ほど事務局の説明いたしました通りです。以上、補足説明を終わります。

土屋議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について発言のある方は挙手願います。はい、9番。

新保委員 1/2を取得された土地は、右サイドか左サイドのどちらですか。

向山委員 兄弟で1/2ですから、上の方ではないかと思うんですが、北側の方だと思います。線引きはしていません。兄弟なので共有です。

新保委員 はい、了解しました。

土屋議長 よろしいですか。その他、ご意見はございますか。それでは採決いたします。日程第1、議案第5号「農地の権利移動の許可について」原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(～全員 挙手～)

全員賛成ですので、議案第5号については、原案のとおり承認いたします。○委員着席をお願いします。

(～○委員 着席～)

続きまして、日程第2「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)及び令和2年度の目標及び達成に向けた活動計画(案)」についてです。事務局より説明をお願いします。

事務局(山田) 事務局より説明いたします。18P、別紙様式2の令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価に基づき、26P、別紙様式1の令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画を設定いたしました。特に変わったところを申し上げますと、19Pの担い手への農地集積面積で、中間管理で動いた分の2.26haがプラスとなっております。こちら毎年行っているものなので、お分かりのこととは思いますが、事務の実施状況や点検・評価の取りまとめたものを農林水産省へ報告するものとなっております。今回読み上げることはしませんと、お伝えしましたので、読んできて頂いていると理解させていただきます。こちらの内容でよろしければ、報告をあげさせていただきますので、訂正等があればお伝えください。以上です。

土屋議長 ありがとうございます。ただいまの事務局からの説明に関連して発言のある方は挙手願います。その他、ご意見はございますか。よろしいですか。それでは事務局の言う通り東京都に提出しますので、よろしく願います。続きまして、日程第3「その他」についてですが、事務局から何かありますか。

事務局(山田) 東京都農業会議より、新型コロナウイルス感染拡大に伴う農業者への影響と、都への要望についての報告のお願いがきています。発生している問題点を箇条書きで回答したいと思っていますので、要望等ありましたら教えて頂ければと思います。よろしく願います。

土屋議長 休憩いたします。

(～休憩～)

土屋議長 それでは再開いたします。ただいま色んな意見を言っただけのを事務局の方でまとめて、農業会議に提出しますので、よろしく願います。

事務局(係長) 農業会議は取り敢えず直ぐにでも欲しいということなので、事務局の方でまとめさせて頂いて、箇条書きですけど提出したいと思います。地元 皆さんそれぞれ帰って農家さんとお話する時は農業委員会として今こういう場で要望はしているってことだと思います。それが叶うか叶わないか分からないですけど、農業解決として東京都に要望したってことで。

土屋議長 その他で何かありますか。はい、4番。

小坂委員 今現在で融資を受けて返済する人って何人かいるんですか。

事務局(係長) 町では把握している人はいないです。後は直接やっている方がいれば。

小坂委員 町が窓口になってお金を借りているってところはいないですか。

事務局(係長) いないです。ついこの間終わったので、それ以降ないです。

土屋議長 はい、6番。

向山委員 年度終わりになるといつも手帳を貰うんだけど、今年度は手帳ないですか。

事務局(係長) 確認して。

事務局(山田) 前任に確認します。

土屋議長 その他ご意見はございますか。特にないようですので、これをもちまして第1回大島町農業委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

この会議録は書記が調製したもので、その内容については相違ないことを認め署名する。

大島町農業委員会

委員

大島町農業委員会

委員